

平成 26 年 12 月 12 日

兵庫県議会

議長 梶谷 忠修 様

議会運営委員会

委員長 石堂 則本

議会改革の取組の検証に関する報告書

平成 26 年 6 月 11 日の議会運営委員会において、議長から諮問を受けた「議会改革の取組の検証に関する事項」について、調査・検討を行い、その結果をとりまとめたので、次のとおり報告いたします。

I 検証の背景、経過

○ 背景

本県議会においては、二元代表制の一翼を担う地方議会の果たすべき責務や役割が大きくなる中、平成 23 年 6 月に「議会改革等調査検討委員会」を設置し、更なる議会機能の充実・強化、県民に開かれた議会の実現に向けた方策の検討を行い、本会議における一問一答方式等の導入や常任委員会の審査・調査の充実、委員会の原則公開など、議会改革に向けた新たな取組を決定、順次実施するとともに、平成 24 年 3 月には、兵庫県議会基本条例（以下「条例」という。）を制定し、条例の理念のもと、改革を推進してきたところである。

今後とも、議会改革に継続的に取り組み、実効あるものにしていくためには、条例第 24 条に規定するとおり、「取組の状況について定期的な検証を行う」ことが重要であり、今年度が議員任期最終年という節目であることや、新議会においても議会改革の取組を継承し、さらに進展させていく必要があることから、議長より議会改革の検証についての諮問が議会運営委員会になされた。

○ 検証の経過

平成 26 年 6 月 11 日、議長からの諮問に基づき、「議会改革の取組の検証に関する事項」の調査・検討を行うため、議会運営委員会に小委員会である「議会改革検証委員会」（以下「検証委員会」という。）を設置し、6 月 16 日の第 1 回検証委員会以降、計 8 回にわたり活発に協議を重ねてきた。

II 検証項目

7 月 16 日の検証委員会において、次のとおり検証項目を決定した。

具体的には、①議会改革等調査検討委員会において「合意できた事項」（平成 24 年 5 月 29 日「議会改革等調査検討委員会調査報告書」に記載する合意事項）、②同委員会において継続検

討することとされ、平成24年度の議会運営委員会で改めて検討して合意した常任委員会のインターネット中継の実施及び危機管理体制の確立、③新たな検討課題として平成26年度の議会運営委員会で協議・決定した定例会の一般質問者数の見直しに係る事項等について、検証を行うこととした。

検証項目

1 議会改革の検討項目中、合意できた事項

(1) 議会運営委員会の所管事項（議会機能の充実・強化及び議会活性化に関する事項）

① 本会議における質疑・質問のあり方

ア 分割質問・分割答弁方式、一問一答方式の選択的導入

イ 知事等の趣旨確認発言

ウ 一般質問者数の見直し

② 常任委員会の審査・調査の充実

ア 委員間討議

イ 説明用パネルや資料の活用

ウ 特定テーマに関する調査研究

エ 管内調査における県民との意見交換

③ 県民に開かれた議会

ア 委員会傍聴の原則公開

イ 傍聴しやすい委員会開催日程への配慮

ウ 常任委員会のインターネット中継

エ 議案等に対する会派態度の公表

④ その他

ア 危機管理体制の確立

(2) 議会運営委員会の所管以外の事項

① 議会広報のあり方

② 各会派政務調査会長会の公開

2 継続検討とされた事項

(1) 定例会の回数・会期のあり方

なお、検証項目のうち、1の(2)「議会運営委員会の所管以外の事項」については、各項目の所管の協議機関で、適宜、具体的な検討を進めることとした。

また、2の(1)「定例会の回数・会期のあり方」については、平成25年1月18日の議会運営委員会において、「現行制度を十分に活用しつつ、当面は現行制度のとおりとし、見直しの必要が認められたときに検討を行う」とされたことから、他の検証項目の協議の目途がある程度明らかになった時点で協議を行うこととした。

Ⅲ 検証の結果

各検証項目について、実績をもとに、実施効果（成果）を整理の上、課題を抽出した。その上で、今後の取組の方向や具体的な改善方策について協議を行った。

◎各検証項目に対する検証結果

1 議会改革の検討項目中、合意できた事項

(1) 議会運営委員会の所管事項

① 本会議における質疑・質問のあり方

ア 分割質問・分割答弁方式、一問一答方式の選択的導入

・開始時期：平成24年6月

・実績：① 代表質問

	H24年度	H25年度
一括方式	41.7%	91.7%
分割方式	16.6%	0%
一問一答方式	41.7%	8.3%
計	100%	100%

② 一般質問

	H24年度	H25年度
一括方式	47.6%	57.1%
分割方式	35.7%	28.6%
一問一答方式	16.7%	14.3%
計	100%	100%

【実施効果（成果）】

従来、一括質問・一括答弁のみであった質問方式が選択できるようになり、分割質問・分割答弁方式や一問一答方式では質問と答弁が近接することで議論が分かりやすくなったほか、再質問がしやすくなるなど本会議での議論が活性化した。

【課題】

- ・再質問が増える傾向にある一方で、質問者は時間配分を適切に行うことが求められる。
- ・再質問がしやすくなる反面、単なる要望やコメント、あるいは答弁の趣旨を的確に捉えていない再質問も見られることから、議員の力量や問題意識が問われるとともに、質疑・質問に関する議会運営委員会での申し合わせを各議員が再度認識する必要がある。

【検証結果】

現行どおりの質問時間と答弁時間を合わせた時間管理のもと、質問者、答弁者が互いに節度をもって議論を行うべきである。

特に、当局に対して、より簡潔で明瞭な答弁を求めていく必要がある。

【その他意見】

- ・議員の発言時間確保の観点から、質疑・質問に係る申し合わせ時間は答弁時間を除いた質問者の発言時間のみで行うべきとの意見が出された。

イ 知事等の趣旨確認発言

- ・開始時期：平成24年6月
- ・実績：なし

【検証結果】

議論を深め、的確な答弁を求めるために必要な制度である。

ウ 一般質問者数の見直し

- ・本項目については、当初、議会改革の検討事項とはされていなかったが、任期最終年を迎え、本会議における審議の充実、定例会ごとの議案件数、内容等を勘案し、一層、効果的な議会運営を図る観点から、平成26年度12月及び2月定例会の一般質問者数を見直した。(平成26年5月27日議運決定)

- ・見直し内容

	一般質問者数	増減
平成26年12月定例会	12人→10人	▲2人
平成27年2月定例会	15人→20人	5人
増加人数	—	3人

【課題】

議会の監視機能を十分に発揮していくためには、できる限り質問の機会を増やしていく必要がある。

【検証結果】

今年度の見直しの状況や改選後の6月定例会の状況等を踏まえ、「6月定例会における一般質問の実施」等、質問機会の拡充について、引き続き検討していく必要がある。

【その他意見】

- ・各会派に質問者数ではなく会派としての持ち時間を割り振り、その時間内で人数を限定せず質問できる制度の導入を求める意見が出された。
- ・全議員が1年間に1回は一般質問を実施することを求める意見が出された。

② 常任委員会の審査・調査の充実

ア 委員間討議

- ・開始時期：平成23年12月
- ・実績

平成24年度	平成25年度
特定テーマに関する調査・研究の際を中心に、1委員会当たり平均3.1日実施	特定テーマに関する調査・研究の際を中心に、1委員会当たり平均2.4日実施

【実施効果（成果）】

委員会間で取組のばらつきがあり、全体として積極的に活用されたとまでは言えないものの、特定テーマに関する調査研究等においては、活発に討議がなされた例もある。

【課題】

- ・正副委員長にコーディネーターとしての能力が求められる。
- ・議案や継続調査事件等の審査では、当局からの説明聴取や質疑応答が中心となるため、委員間討議が活用しにくい状況がある。
- ・請願審査や特定テーマに関する調査研究においては、討議により議論を深めていく余地がある。

【検証結果】

委員間討議により委員会審査を活性化させるためには、各委員の意識改革とともに、正副委員長の手腕によるところが大きいことから、正副常任委員長会議等を通じて正副委員長の資質・調整能力の向上に取り組む必要がある。

イ 説明用パネルや資料の活用

- ・開始時期：平成23年12月
- ・実績：常任委員会での実績なし（予算、決算特別委員会では実績あり）

【実施効果（成果）】

常任委員会での活用実績はなく、特別委員会においても実績は少ないが、口頭では分かりにくい内容の説明においては、理解を深める上で有効な例も見受けられた。

【課題】

- ・活用実績が少ない。
- ・審議中は分かりやすさの面で利点があるものの、議事録に記録されない。

【検証結果】

議会は言論の府であり、口頭による発言を基本としていることから、現行の取扱い（委員会による許可のもと、節度ある範囲で必要に応じてパネル等を適切に活用）を維持する。

【その他意見】

- ・パネル等の使用許可手続きの緩和を求める意見が出された。

ウ 特定テーマに関する調査研究

- ・開始時期：平成24年6月
- ・実績：平成24年度及び平成25年度とも全常任委員会（7委員会）で実施

【実施効果（成果）】

委員会間で取組にばらつきが見られるものの、委員会の幅広い所管事項の中からテーマを絞り、集中的に調査研究を行うことで、時宜にあった課題への各委員の認識が深まった。また、調査研究結果を議長から知事に参考送付する取扱いとし、平成 25 年度からは議会ホームページに掲載するなど、一定の政策提言機能を果たすことができた。

【課 題】

- ・受動的に説明を聴取するだけの委員会も見られた。
- ・1年間調査した結果報告に対し、検証が行われていない。
- ・調査研究の結果について、常任委員会を下審査機関であるという制度的な制約から、直接、当局に対して政策提言することができない。

【検証結果】

委員会独自に調査研究結果を政策提言することは制度上困難であるが、意見書の発議、委員会審査を通じて当局の事業執行や予算要求に反映させることは可能であることから、更に積極的に委員会として調査研究に取り組む必要がある。

【その他意見】

- ・前年度の調査研究結果に対する検証の実施を求める意見が出された。
- ・当局への政策提言等につなげる仕組みの必要性についての意見が出された。

エ 管内調査における県民との意見交換

- ・開始時期：平成 24 年 6 月
- ・実 績

平成 24 年度	平成 25 年度
全委員会（7 委員会）で実施 （平均 1.4 回実施）	全委員会（7 委員会）で実施 （平均 1.7 回実施）

【実施効果（成果）】

県民の生の声を直接聞くことができる貴重な機会であり、委員会審査や特定テーマに関する調査研究の際に参考となるなど、委員会の活性化に有効であった。

【課 題】

- ・意見交換の際に県民（団体）から出された意見等に対する、フォローアップが不十分である。
- ・管内調査に併せての実施では、意見交換の時間が短い。

【検証結果】

県民（団体）に対しては、要望等に係る個別の回答を行うのではなく、委員会の調査研究報告書を参考送付するなど、意見交換の内容が委員会活動へ反映されていることをフィ

ードバックする必要がある。

③ 県民に開かれた議会

ア 委員会傍聴の原則公開

- ・ 開始時期：平成 23 年 12 月
- ・ 実 績

平成 24 年度	平成 25 年度
延べ傍聴者数：116 人 (1委員会平均0.8人/回)	延べ傍聴者数：81 人 (1委員会平均0.6人/回)

※原則公開以前の年間傍聴者数：H22 年度 延べ 71 人 (平均 0.6 人/回)

【実施効果 (成果)】

委員会傍聴の許可制を改め、公開を原則としたことで、県民に開かれた議会の実現に資することができた。

【課 題】

- ・ 傍聴手続きを改正して傍聴しやすい環境を整えたが、傍聴者数は制度変更前と比較して増加していない。
- ・ 傍聴者が議論の内容を理解することができるよう、一定の配慮が必要である。

【検証結果】

現在、傍聴者へは議事順序など必要最小限の資料のみ配付されているが、傍聴者にとって分かりやすい委員会とするために、傍聴席に閲覧用資料を配置する必要がある。

【その他意見】

- ・ 委員と同様の資料を配付すべきとの意見が出された。
- ・ 一方で、傍聴者は委員会審査に参加するわけではないため一定の区分は必要であり、委員と同様の資料を常に配付する必要はないとの意見も出された。

イ 傍聴しやすい委員会開催日程への配慮

- ・ 開始時期：平成 23 年 12 月
- ・ 実 績

平成 24 年度	平成 25 年度
・ 閉会中委員会開催月数：11月 ・ 上記のうち、開催日が複数に分散した月数：5月	・ 閉会中委員会開催月数：11月 ・ 上記のうち、開催日が複数に分散した月数：3月

【実施効果 (成果)】

委員会開催日が分散した例は少ない。

なお、日程が分散した場合であっても、傍聴者数に特段の変化は見られない。

【課 題】

- ・ より多くの県民の傍聴を促す上で、効果的な日程について検討が必要である。

【検証結果】

傍聴者に配慮した開催日程のあり方については、今後の傍聴者数やインターネット中継のアクセス件数の推移を見ながら引き続き検討を行う必要がある。

【その他意見】

- ・ 勤労者等の傍聴を促すために夜間開催を検討すべきとの意見が出された。

ウ 常任委員会のインターネット中継

- ・ 当初の議会改革等調査検討委員会では、引き続き検討を行うこととされ、平成24年度の議会運営委員会で協議した結果、中継設備のある大会議室において試行的に実施することを決定した。
- ・ 開始時期：平成25年2月
- ・ 実績：中継実施回数 20回(平成25年度)
ライブ中継年間アクセス件数 1,666件(平均83件/回)

【実施効果(成果)】

中継設備のある大会議室において常任委員会持ち回りで実施しており、委員会審査の透明化や情報発信・情報公開に寄与している。

【課 題】

- ・ 現在は、中継設備の都合上、1回当たり1委員会しか中継できない。
- ・ インターネット中継の1回当たりの平均アクセス件数が全国平均(平均168件)を下回っている。

【検証結果】

- ・ 当面は大会議室でのインターネット中継を継続することとし、今後のアクセス件数や費用対効果を見ながら、改めて中継の実施体制を検討する必要がある。
- ・ インターネット中継に係る広報の充実については、県議会のホームページや県議会だよりなど自前の広報媒体でのPR方法を工夫してアクセス件数の増加につなげるとともに、必要に応じて会派ホームページや議員個人のホームページでの広報に努める必要がある。

【その他意見】

- ・ 設備導入経費やランニングコスト、アクセス件数の推移も踏まえつつ、複数委員会又は全委員会での中継の実施を検討すべきとの意見が出された。

エ 議案等に対する会派態度の公表

- ・開始時期：平成24年6月
- ・会派別態度を県議会ホームページに掲載。（無所属賛否の人数を掲載）

【実施効果（成果）】

県議会ホームページで議案等に対する会派態度を公表することにより、審議状況の透明化や情報発信・情報公開に寄与している。

【課題】

- ・会派態度はホームページのみでの公開となっており、インターネットを利用しない県民への配慮が不十分である。
- ・表決の際、議員によっては、会派内で統一態度をとらない場合もあるが、現行の方法では態度結果を示すことができない。

【検証結果】

引き続き、現行の方法により会派態度の公表を行い、県民への審議状況の透明化に取り組む必要がある。

【その他意見】

- ・インターネットを利用しない県民への情報提供の方法として、「県議会だより」への会派態度の掲載を求める意見が出された。
- ・会派内で統一態度をとらない議員にあっては、議員個人の態度も公表することを求める意見が出された。

④ その他

ア 危機管理体制の確立

- ・当初の議会改革等調査検討委員会では、引き続き検討を行うこととされ、平成24年度の議会運営委員会で協議した結果、「危機発生時における議会の対応に関する申し合わせ」を確認した。

【実施効果（成果）】

これまで、危機管理に関する取り決めがなかったことから、「危機発生時における議会の対応に関する申し合わせ」を作成したことにより、危機事案発生時に適時適切に一定の行動をとることができるようになった。

【課題】

- ・実際の危機事案は発生していないが、全ての議員が申し合わせを十分理解する必要がある。
- ・「申し合わせ」では、安否情報の確認、情報等の一元化、各会派代表者会議等の開催についての原則が示されたが、具体的な行動が明確でない。

【検証結果】

危機事案発生を想定した模擬訓練等を実施し、実効性の確認や議員の防災意識の向上を図るべきとの意見が出されたが、その具体化には課題が多いことから、危機事案発生時に機動的に行動できるよう、議員の危機管理意識の向上を図る意味から、各会派代表者会議等において、随時、申し合わせの確認を行い、全議員に周知徹底することが必要である。

【その他意見】

- ・危機事案発生時の連絡方法や所在確認のあり方など具体的なマニュアルの作成を求める意見が出された。

◎各検証項目の検証において会派間で合意できた改善方策

検証の過程で各会派から提案のあった改善方策について、次の4点が合意された。

- 1 委員間討議について、より委員会審査を活性化させるためには、各委員の意識改革とともに、正副委員長の手腕によるところが大きいため、正副常任委員長会議等を通じて正副委員長の資質・調整能力の向上に取り組む必要がある。
- 2 管内調査における県民との意見交換について、県民（団体）に対しては、要望等に係る個別の回答を行うのではなく、委員会の調査研究報告書を参考送付するなど、意見交換の内容が委員会活動へ反映されていることをフィードバックする必要がある。
- 3 委員会傍聴について、傍聴者にとって分かりやすい委員会とするために、傍聴席に閲覧用資料を配置する必要がある。
- 4 常任委員会のインターネット中継については、当面は大会議室でのインターネット中継を継続することとし、今後のアクセス件数や費用対効果を見ながら、改めて中継の実施体制を検討する必要がある。また、インターネット中継に係る広報の充実については、県議会のホームページや県議会だよりなど自前の広報媒体でのPR方法を工夫してアクセス件数の増加につなげるとともに、必要に応じて会派ホームページや議員個人のホームページでの広報に努める必要がある。

(2) 議会運営委員会の所管以外の事項

「議会広報のあり方」については広報委員会において3回、「各会派政務調査会長会の公開」については各会派政務調査会長会において2回にわたり、それぞれ会派間で活発な協議を行った。

① 議会広報のあり方

議会広報については、「議会広報のあり方について」（平成23年12月12日広報委員会決定）に基づき、全ての広報事業について「見やすく、分かりやすく」の視点で、「発信する情報の見直し」、「既存広報の見直し」及び「新たな広報事業の実施」を柱として、以下の取組を順次実施してきた。

＜発信する情報の見直し、既存広報の見直し＞

- ・全世帯配布広報紙「県議会だより」
 - 2、3面の1色刷りから2色刷りへの変更、各戸配布の追加実施等
- ・議会総合PR誌「はい、県議会です。」
 - 議員紹介欄への「好きな言葉」、傍聴者向けに議席案内等を掲載
- ・県議会ホームページ
 - 議案等に対する会派態度、各会派政務調査会長会の開催結果等を掲載（再掲）
- ・テレビ番組「県議会リポート」
 - 視聴しやすい放送時間の設定、広報PRキャラクターの起用等

＜新たな広報事業の実施＞

- ・議長による県政記者クラブとの意見交換会の実施
 - 議会改革等調査検討委員会での決定を受け、平成24年6月定例会から、正副議長が定例会閉会日に県政記者クラブにおいて意見交換会を実施
- ・本会議傍聴者に対するアンケート調査
 - 年間広報計画（平成24年5月7日広報委員会決定）に基づき、平成24年6月定例会から実施
- ・議会広報と議員・会派の連携
 - 年間広報計画（平成24年5月7日広報委員会決定）に基づき、平成25年5月に広報委員長から議会ホームページと議員・会派ホームページのリンク設定を依頼し、ホームページを開設している会派で実施
- ・メールマガジン等の新たな媒体の研究・実施
 - 平成24年2月定例会から、広報課のメールマガジン「ひょうごさわやか通信」に、定例会の日程、県議会ホームページの紹介等を掲載

【実施効果（成果）】

広報紙やホームページなどについて見やすさの工夫や掲載内容の充実に努めた結果、県民からのアンケートに、「見やすくなった、県議会に親しみが持てるようになった」との回答があり、ホームページのアクセス件数も増加傾向にあるなど、県民に開かれた県議会の実現に資することができた。

【課 題】

行財政構造改革に取り組む中、新たな事業展開が困難な状況になりつつあり、引き続き限られた予算で議会広報の充実を図る必要がある。

【検証結果】

今後とも、県民からの意見を積極的に収集し、その声を反映して、より一層身近で親しみが持てる県議会となるよう努める必要がある。

また、以下の点については、継続的に議論していくことが確認された。

- ・「県議会だより」については、経費削減に向けて、「県民だよりひょうご」との合同

配布等について、関係課等と調整を進めるなど検討を行う。

- ・「県議会レポート」については、予算の状況や視聴率の推移等を見ながら、廃止も含めた今後のあり方について、必要に応じ広報委員会で検討する。

【その他意見】

- ・「県議会レポート」、「はい、県議会です。」を廃止し、他の広報媒体の充実に予算を重点化すべきとの意見が出された。
- ・SNSやスマートフォンを活用した広報を研究すべきとの意見、「県議会だより」のポスティングについては民間業者の活用も検討すべきとの意見も出された。

② 各会派政務調査会長会の公開

- ・開始時期：平成23年8月（許可制による公開）

平成23年12月（原則公開）

- ・実績

（傍聴を許可された人数）平成23年度 1人

（原則公開後の傍聴者数）平成23年度 0人、平成24年度 0人、平成25年度 2人

【実施効果（成果）】

非公開であった会議を、許可制による傍聴の実施、更には原則公開へと見直すとともに、会議資料の傍聴者への提供や県議会ホームページへの会議開催内容の掲載等により、県民に開かれた議会の実現に資することができた。

【課題】

会議が原則公開とされた以降も、傍聴者の数は低調に推移している。

【検証結果】

各会派政調会長会の傍聴を促進させるためには、県民に対する会議の日程等に係る積極的な広報が有用であることから、県議会ホームページへの会議開催予定日等の掲載や議会広報紙への傍聴案内の掲載、各会派・議員個人のホームページにおける広報等に努める必要がある。

2 継続検討とされた事項

(1) 定例会の回数・会期のあり方

【検証結果】

定例会の回数や会期を見直すべき課題は生じておらず、当面は現行制度のとおりとし、他府県議会の動向等も注視しながら、見直しの必要性が認められたときに、検討を行うこととする。

IV おわりに

議会改革検証委員会では、条例の理念を具体化し、更なる監視機能や政策提案機能の強化、開かれた議会の実現を図るため、これまで取り組んできた議会改革（1 ページから 2 ページに記載）について、その実施効果を再確認し、議論を通じて得られた課題をもとに鋭意検討を重ね、検証結果として取組の方向や具体的な改善方策を取りまとめた。

二元代表制の一翼を担う県議会として、県民の負託に適切に応えていくためには、今後も絶えず改革の取組を積み重ね、議会機能の充実・強化に努めていかなければならない。

そのためにも、今回の検証で得られた課題や改善方策等が、今後の議会改革の取組の検討に当たって、十分に生かされることで、県議会の更なる機能の発揮に結びつくことを望むものである。

議会改革検証委員会 名簿

委員長	石 堂 則 本 (議会運営委員会委員長、自民党)
副委員長	岸 口 実 (同副委員長、民主党・県民連合)
委員	下 地 光 次 (公明党・県民会議)
委員	石 井 健一郎 (民主党・県民連合)
委員	石 井 秀 武 (民主党・県民連合)
委員	合 田 博 一 (公明党・県民会議)
委員	野 間 洋 志 (自民党)
委員	石 川 憲 幸 (自民党)
委員	長 岡 壯 壽 (自民党)
委員外議員	石 原 修 三 (県政クラブ・連合)
委員外議員	ねりき 恵 子 (共産党)

検 証 の 経 過

- | | | |
|------------------|----------|--|
| 平成 26 年 6 月 16 日 | 第 1 回委員会 | <ul style="list-style-type: none">・ 運営要領の協議・ 検証項目、検証の進め方及び検証スケジュールについて |
| 7 月 16 日 | 第 2 回委員会 | <ul style="list-style-type: none">・ 検証項目、検証の進め方及び検証スケジュールについて・ 議会改革の取組実績について |
| 9 月 26 日 | 第 3 回委員会 | <ul style="list-style-type: none">・ 検証項目に対する各会派の意見について |
| 10 月 24 日 | 第 4 回委員会 | <ul style="list-style-type: none">・ 提案のあった改善方策に対する会派意見について |
| 11 月 5 日 | 第 5 回委員会 | <ul style="list-style-type: none">・ 提案のあった改善方策に対する会派意見について・ 定例会の回数・会期のあり方について |
| 11 月 25 日 | 第 6 回委員会 | <ul style="list-style-type: none">・ 提案のあった改善方策に対する会派意見について・ 定例会の回数・会期のあり方について |
| 12 月 5 日 | 第 7 回委員会 | <ul style="list-style-type: none">・ 正副委員長試案について |
| 12 月 10 日 | 第 8 回委員会 | <ul style="list-style-type: none">・ 報告書案について |